

令和5年度 参加支援事業業務委託仕様書

1 目的

少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等の中で、全ての人々が様々な課題を抱えながらも地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことが求められている。

本業務は、各分野（介護・障害・子ども・困窮）における既存の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源等を活用・創出し、社会とのつながり作りに向けた支援を行うこと（重層的支援体制の整備）を目的とする。併せて、狭間のニーズと社会資源とのマッチングの積み重ねにより、インクルーシブな地域づくりにもつなげていく。

2 業務名

参加支援事業業務

（社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4第2項第2号に基づく事業）

3 業務委託期間

令和5年5月22日から令和6年3月31日まで

4 準拠法令等

業務実施にあたっては、本仕様書のほか法及び国からの通知等に準拠すること。

5 業務内容

1の目的を達成するため、市と受託者の十分な連携の下、以下の内容により事業を実施すること。なお、事業実施にあたっては、法第106条の4第2項第5号に基づく多機関協働事業を受託する者、法第106条の4第2項第4号に基づくアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を受託する者、支援関係機関、重層的支援会議及び支援会議の参加者と相互に連携を図るものとする。

（1）本事業の利用が必要な個人と受け入れる地域社会に存在する課題を把握し、その解決に向けた下記の事業を一体的に実施。

①地域資源（企業や社会福祉法人、市民活動団体等）のネットワーク化とエリア拡大を進めることで、個人が抱えるニーズや課題を受け止められる環境を整備

②個別支援（年15件程度のプラン作成を想定）

（2）重層的支援会議及び支援会議への参画

（3）個別支援におけるマッチング後の定着支援及び受け入れ先へのサポート

6 受託者の責務

（1）受託者は、本業務を実施するにあたり、上記5を担当する者に対し、必要となる知識・技能の習得を促し、的確かつ迅速に履行するよう努めること。

（2）受託者は、委託契約締結後速やかに、市と十分な協議のうえ「実施計画書」を作成し提出すること。また、「実施計画書」には、次の事項を記載するとともに、市

が必要とする書類を添付すること。なお、当該計画書の内容は市と受託者の協議により変更することができるものとする。

①業務実施スケジュール

②業務実施内容

- (3) 受託者は、仕様書に明記がない場合であっても、上記「1 目的」の達成のために、必要と認められる事業は、市と協議の上、誠実に履行するものとする。
- (4) 受託者は、業務委託期間終了後、直ちに業務の成果を記載した「実績報告書」を市に提出しなければならない。
- (5) 受託者は、毎月の業務終了後、翌月 15 日までに「月報」(出席した会議の議事録等を含む。)を提出し、市と進捗管理のための協議を実施すること。
- (6) 受託者は、国の定める報告月の 5 日までに所定の様式で報告書を提出すること。
- (7) 市から提供を受けた資料等は、本業務以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (8) 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守するほか、個人情報保護対策を施した管理下で業務を行うこと。また、業務終了後も含め、個人情報その他業務上知り得た情報を第三者に漏らし、または公表してはならない。
- (9) 受託者は、本業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。
- (10) 本業務に係る関係書類は、業務委託期間終了後、翌年度 4 月 1 日から起算して 5 年間保存すること。

7 業務に要する経費及び支払い

- (1) 市は、予算の範囲内で、業務の実施に要する経費を、委託料として受託者に支払うものとする。
- (2) 委託料の請求及び支払いの手続きについては、業務委託契約書の定めるところによるものとする。

8 特記事項

- (1) 本業務の遂行にあたっては、市及び受託者双方の十分な協議により処理するものとする。
- (2) 疑義が生じた場合は、原則として双方の意向を尊重しながら、双方の再度の協議により処理するものとする。